

平成28年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

横浜市日吉本町地域ケアプラザ

2 事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのように行なっていくのか、具体的に記載してください。

地域の現状と課題について

日吉地区は長年にわたり地域活性化のために熱心に取り組んでこられた団体や個人の方が多数存在する地域で、そういった団体、個人の方々は日吉という町に愛着を持って生活をされ、地域づくりに励んでこられたという歴史があります。一方で新たに大規模な集合住宅（マンション等）や戸建ての住宅が、ここ10年で日吉地区広域に建ち並び、地域としての利便性からも、新たに移り住まれる若い世帯、子育て世代の急増が顕著にみられています。

それに伴い、育児活動や青少年活動が年々活発化しており、その流れとともに日吉本町地域ケアプラザでも、そういった世代の利用が中高年から高齢世代の利用を上回る勢いにあるのが現状です。これに反して、これまで地域づくりに励んでこられた世代は高齢化の波とともに、活動を小規模化せざる負えない状況や、場合によっては継続が困難になり終息する活動も見られるようになってきています。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

委託業者による定期的なメンテナンスだけでなく、職員で構成された事故防止対策委員会において、施設内の安全点検パトロールや各部門から挙がってきたヒヤリハット事例の検証、各種マニュアルの作成、見直しを行い、職員全体に施設管理意識を周知します。

利用者にとって快適な環境を維持するため、毎日の職員による10分間清掃などの小さな取り組みの積み重ねのほか、委託業者による日常清掃と定期清掃、設備の保守（冷暖房、給湯、自動ドア、消防設備など）を適切に遂行します。

その他、建築物・建築設備定期点検を実施し、施設の状態把握に努め、経年劣化に伴う早期修繕の必要性を判断し、修繕が必要な状況においては、速やかに修理・部品の交換等の保全措置を行うほか、大規模なものに関しては区と協議をした上で修繕を行います。

また貸館利用者に対しては、団体登録時に施設利用に関する注意事項を文書と口頭にて説明するほか、年に1回開催される利用者説明会において、施設を安全に快適に利用していただくための注意喚起を行います。

イ 効率的な運営への取組について

多くの地域の方々にケアプラザを快適に・効果的に利用して頂くために、指定管理事業（地域交流・包括支援センター）、介護保険事業（居宅介護支援、通所介護）それぞれの職員が、部門における専門職である前に、ケアプラザの職員であることを意識し、相互理解のもと、迅速かつ効率的に連携を密にした業務に努めます。また各部門には勤続年数の長い信頼あるリーダー職員を配置することで、地域の方々、地域関係機関・団体との良質な関係の構築及び協働事業に繋がり、結果的に部門ごとの、またケアプラザ全体の効率的な運営に導かれると考えています。

物理的な効率化への取り組みとしては、引き続き節電や節水、再生紙の活用などエネルギー資源への配慮にも取り組むほか、消耗品や設備保守などにかかる経費の削減（消耗品選定、仕入れ業者選定等）にも努めながら、日常的な小さな取り組みの積み重ねから効率的な運営を目指します。

ウ 苦情受付体制について

苦情対応に関しては、各部門に苦情受付担当者を置き、苦情解決責任者は所長が担当することで、速やかに且つ誠意を持って対応します。苦情対応マニュアルに基づき帳簿管理、記録管理を行い、解決に向けた取り組みを行うだけでなく、その後の再発防止や予防にも努めます。新たな対応などが必要な事項に関しては館内に概要を掲示するなど、経緯や対応など情報を公開し、透明性ある施設運営に努めます。

また第三者委員を複数名配置し連絡先を館内に掲示、施設だけでなく公的機関へも苦情の申し立てができる旨もお知らせし、窓口を広げる対応にも心がけていきます。

また施設利用者のニーズ把握には、意見箱の設置や利用者アンケートの実施のほか、利用者説明会の場において意見交換の時間を作り、直接要望や意見を頂く機会も作ります。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

防犯に関しては、まずは挨拶を重要と考え、施設に来館される方には、職員から積極的に声をかけるようにします。ケアプラザ前の通りは通学路にもなっていることから、小学校からの「子ども100当番の家」登録要請を受諾し、子どもたちの通学中の安全にも地域の施設として協力します。

防災に関しては、年2回以上消防訓練（通報、避難誘導、初期消火、AED訓練など）を行うほか、近隣の地域防災拠点と連携し、拠点主催の地区防災訓練に参加します。訓練内容の企画の段階から関わることで、ケアプラザが特別避難場所であることを地域に向け広く発信します。またケアプラザの上階の住人とも大規模災害が発生した際の協働についての検討も進めます。

ケアプラザ内にて発生するデイサービス利用者、貸館利用者の急変等にも医療職の看護師が中心となり、救急対応を迅速に行います。状況によっては救急隊を要請し、指示を受けつつ救急隊到着までの心肺蘇生、AEDの実用など救命活動を行います。

オ 事故防止への取組について

事故防止対策委員会を中心に職員全体に対してリスクマネジメント意識を持つよう、様々な取り組みを行います。具体的にはヒヤリハットの事例の検討や事故防止対策マニュアルの作成を行います。また研修委員会においてもリスクマネジメント、個人情報漏えいに関する研修会などを企画し、職員の事故防止に対する意識の向上を図ります。

また事故が発生した際に迅速な対応が取れるよう、様々な場面を想定した、事故発生後の対応マニュアルの作成にも取り組みます。適切な現場対応、関係機関への報告、事故が終息した後の原因究明、再発予防の検討をスムーズに遂行できる体制を作ります。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

法人の「個人情報に対する基本方針」及び「保有する個人情報保護に関する規定」に基づき、個人情報に関する文書や電子媒体を管理します。また全職員に対し上記の基本方針及び規定に関する説明を入職時に行い、「秘密保持・個人情報保護に関する誓約書」の提出を義務付けています。

その後も繰り返し内部研修などで個人情報に関する取扱いについての指導を行うほか、日常業務の中で個人情報を取り扱う際の注意喚起を適宜行い、書類の管理のみならず、FAXやメール、郵送作業時のダブルチェックの徹底など細心の注意を払い業務にあたるよう指導徹底します。

また電子媒体の個人情報等の管理に関しては、個々のパソコン内にデータは置かず、サーバーにて一括管理し、それぞれのパソコンやフォルダにはパスワードを設定し、外部からのウィルス侵入や盗難防止策を講じます。また介護システムや職員管理システムに関しては、セキュリティの高い外部サーバーにて作業を行い、ケアプラザ内にはできる限り情報を置かない環境設定にしています。

キ 情報公開への取組について

法人の運営状況等の公開は法人ホームページにて公開し、地域の方が安心して施設を利用していただけるよう透明性を重視した運営に努めます。また運営協議会を年2回開催し、地域の関係者の方々に運営状況を確認していただき、ご意見をいただく機会とします。説明に関しても口頭と手元資料だけでなく、スクリーンを使ったプレゼン方式にて「見える」「伝わる」説明を行います。

個別のケースに関する記録文書などの情報に関しては、場合によってはご家族等に開示するケースもあることから、情報開示に必要な手順等を再確認し、必要な場合は当ケアプラザにおける情報開示規定に基づき迅速に対応できるよう準備しました。

また今年度より地域密着型サービスである認知症対応型通所介護は、運営推進会議の開催が必須となり、地域の関係者等で委員を構成し、サービス実績内容や事業者が抱える課題を公表し、それに対しご意見を頂き、サービスの改善委に努めます。

ク 人権啓発への取組について

「横浜市人権施策基本指針」「緑峰会職員倫理規定」に基づき、人権尊重の視点を持って誰に対しても差別、偏見なく対応することが福祉保健の専門職としての基本姿勢であることを研修などの機会を持って、全職員に周知徹底させていきます。

多種多様な差別や偏見を受けてこられた当事者の思いを知り、積極的なコミュニケーションをとることで、人権問題への理解を深め、支援者としてのあるべき姿勢を見つめなおす機会とします。

ケ 環境等への配慮及び取組について

リサイクルできるものは再利用に心がけ、職員全体に Eco 意識を持って環境に配慮するよう啓発します。特に排出されたゴミに関してはヨコハマ 3R 夢プランの考えに基づき、分別ルールを守り、ゴミの減量化に努めます。また省エネルギー対策として節水システムの導入、緑のカーテン事業への取り組みをはじめ、職員個々に日常的な節水・節電に努めるなど、毎月光熱水費のデータを集積、比較しながら施設全体として意識を高めます。

介護保険事業

● 介護予防支援事業

《職員体制》

常勤職員の3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）及び社会福祉職1名の増員、及び非常勤職員の介護予防プランナーを適宜配置し、対応していきます。

《目標》

- 適切なアセスメントにより、個々の利用者がその人らしく自立した生活が継続できるように目標を立て、フォーマルなサービスだけでなく、インフォーマルなサービスも活用したケアプランを作成していきます。又、総合事業を考慮した目標設定を行なっていきます。
- 利用者だけでなく、それを支える家族（同居、別居問わず）への配慮、協力体制にも適宜働きかけを行い、利用者とその家族のニーズや目標が達成できるように支援します。
- 引き続き、総合事業等、介護保険制度改正部分も考慮した、サービス利用や変更を行なっていき、利用者やその家族の混乱が起こらないように適宜対応をしていきます。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- 担当地域を越える地域に訪問・出張する場合、実費負担を頂く場合があります。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 担当者が休みの際にも他の職員が臨機応変な対応ができるように、月1回のミーティングや随時小ミーティングを行ない、利用者の状況把握を行っていきます。又、質の高いマネジメントを遂行していく為に研修等の自己研鑽の機会を確保していきます。そして、認定結果が出るまでの暫定ケアプランの作成、及び介護サービス利用の調整を行い、どちらの認定結果が下りてもスムーズに対応出来るように居宅介護支援事業者等への連携を引き続き強化します。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| 210 | 210 | 210 | 210 | 210 | 210 |
| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 210 | 210 | 210 | 210 | 210 | 210 |

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

管理者(常勤)：1名

介護支援専門員(常勤)：3名
(非常勤)：1名

《目標》

- 在宅生活を送る利用者の心身の状況、そのおかれている環境、また家族（介護者）の希望等を勘案し、介護計画（ケアプラン）に基づく介護サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等と連携しながら在宅生活を支援します。
- 常に利用者の自立支援及び家族の立場に立った視点を持ち合わせながら、在宅生活全般にわたる支援ができるよう関係機関と連携し、チームケアの中核としてケアマネジメントを行います。
- 今年度より、特定事業者となることから、より個々の介護支援専門員としてケアマネジメントの質を高め、利用者のニーズに応じて適切な社会資源の調整を図り、利用者の生活の質の向上に繋がるよう支援します。またケアプラザに属する事業所としての役割を担い、様々な場面で地域貢献できる体制を整えます。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- 居宅介護支援については、利用者の負担（利用料）はありません。
- ただし、介護支援専門員が通常のサービス実施地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（実費）の負担をお願いすることがあります。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

上記目標の実現に向けて、関係機関との勉強会をはじめ、スキルアップを目的とした研修や講座に積極的に参加し、職員の資質の向上に努めていきます。またケアプラザ内の他部門（地域交流・地域包括支援センター・通所介護）と随時情報交換を行い、ボランティアや町会活動等の地域資源の把握に努める他、地域に潜在する課題を共有し、ケアプラザの役割としての地域支援にも関わっていきます。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 85 | 86 | 98 | 90 | 92 | 94 |
| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 96 | 98 | 100 | 102 | 105 | 105 |

● 通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 通所介護計画書の作成、相談援助業務
- 介護サービス（必要に応じ、移動・食事・排泄等の介助、見守り）
- 健康状態の確認 送迎 食事 入浴 レクリエーション

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

● 1割負担分

- （要介護1） 638円
- （要介護2） 754円
- （要介護3） 870円
- （要介護4） 986円
- （要介護5） 1,103円

- 食費負担 700円
- 入浴加算 56円
- 行事や教養娯楽に係る経費 実費

《事業実施日数》 週 6 日

《提供時間》 9:50 ~ 16:00

《職員体制》

| | | |
|-------|-----|--------|
| 生活相談員 | 2名 | （兼務含む） |
| 介護職員 | 16名 | |
| 看護職員 | 5名 | |
| 言語聴覚士 | 1名 | （兼務含む） |
| 送迎運転手 | 7名 | |

《目標》

個々の居宅サービス計画書・通所介護計画に基づき、自立支援の視点を軸に、その人の状態に合ったサービスを提供していきます。また職員の質も高めるべく、外部研修への参加をはじめ、全職員を対象とした内部研修も随時行い、介護技術や知識の習得にも力を入れていきます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

外出レク（神社への初詣：1月、桜の花見3月末）を実施しています。希望者のみですが、大変好評を得ています。また、個々の利用者の様子を定期的に写真に撮り、ご家族とのやり取りに使用する連絡帳に添付することでご本人の様子やレクの状況等がひと目で分かり、ご自宅での会話のきっかけにもなっているようで、ご家族からも大変喜ばれており今後も継続していきます。

《利用者目標（延べ人数）》

【単位：人】

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 750 | 750 | 750 | 750 | 750 | 750 |
| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 750 | 750 | 750 | 750 | 750 | 750 |

● 介護予防通所介護事業・日常生活総合事業

《提供するサービス内容》

- 介護予防通所介護計画書・日常生活総合事業計画書の作成、相談援助業務
- 介護サービス（必要に応じ、移動・食事・排泄等の介助、見守り）
- 健康状態の確認 送迎 食事 入浴 レクリエーション

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

● 1割負担分

（要支援1） 1,766円

（要支援2） 3,621円

※要支援2で週1回(月4～5回)の利用の場合は、要支援1の料金と同等額

● 食費負担 700円

● 行事や教養娯楽に係る経費 実費

《事業実施日数》 週 6 日

《提供時間》 9:50 ～ 16:00

《職員体制》

| | | |
|-------|-----|--------|
| 生活相談員 | 2名 | （兼務含む） |
| 介護職員 | 16名 | |
| 看護職員 | 5名 | |
| 言語聴覚士 | 1名 | （兼務含む） |
| 送迎運転手 | 7名 | |

《目標》

個々の居宅サービス計画書・通所介護計画に基づき、自立支援の視点を軸に、その人の状態に合ったサービスを提供していきます。また職員の質も高めるべく、外部研修への参加をはじめ、全職員を対象とした内部研修も随時行い、介護技術や知識の習得にも力を入れていきます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

外出レク（神社への初詣：1月、桜の花見3月末）を実施しています。希望者のみですが、大変好評を得ています。また、個々の利用者の様子を定期的に写真に撮り、ご家族とのやり取りに使用する連絡帳に添付することでご本人の様子やレクの状況等がひと目で分かり、ご自宅での会話のきっかけにもなっているようで、ご家族からも大変喜ばれており今後も継続していきます。

《利用者目標（契約者数）》

【単位：人】

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-----|-----|-----|----|----|----|
| 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |

● 認知症対応型通所介護事業・介護予防認知症対応型通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 認知症対応型通所介護サービス計画書作成
- 相談援助
- 介護サービス（移動・食事・排泄・入浴等の介助、見守り）
- 健康状態の確認 送迎 食事 入浴 レクリエーション

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分

| | | | |
|--------|--------|--------|------|
| （要支援1） | 870円 | （要支援2） | 972円 |
| （要介護1） | 1,006円 | | |
| （要介護2） | 1,114円 | | |
| （要介護3） | 1,220円 | | |
| （要介護4） | 1,329円 | | |
| （要介護5） | 1,437円 | | |
- 食費負担 700円/食
- 入浴加算 58円/回
- 行事や教養娯楽に係る経費

《事業実施日数》 週 6 日

《提供時間》 9:50 ~ 16:00

《職員体制》

| | | |
|-------|----|--------|
| 生活相談員 | 2名 | （兼務含む） |
| 介護職員 | 3名 | |
| 看護職員 | 5名 | |
| 送迎運転手 | 7名 | |

《目標》

認知症の症状を正しく理解し、日常生活における機能低下を予防します。
また個々の利用者・家族の意向を尊重しつつ、持っている残存能力を活かした自立支援にも力を入れていきます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

個々の好みと残存能力に合わせたプログラムを提供しています。それぞれ「得意なこと、好きなこと」から導入し、職員が寄り添いながら実践しています。
また好みの把握だけでなく、利用者の過ごした人生を知り理解を深めていくことで、利用者1人ひとりに適した支援をしています。昼食時の配膳・お茶入れなど、その人らしく過ごしてもらえよう自立支援の取り組みや、気分転換として近隣を散歩するなど、楽しみの1つとして提供しています。

《利用者目標（延べ人数）》

【単位：人】

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| 120 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 |
| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 120 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 |

地域ケアプラザ

1 総合相談（高齢者・こども・障害分野への対応）

地域の相談窓口として認知されつつあり、様々な世代の方から多様な相談を受け、その件数も年々増えています。しかし高齢者に関する相談の比率が依然として高いのも事実で、今後はその裾野を広げ、高齢者とその子ども、さらに孫世代まで関連付けた総合的な支援が図れるよう努めます。

子どもや障害分野に関しては、未だに相談できる機関としての周知度が低いのが現状であり、今後も分野ごとに自主事業等を展開していく中で、気軽に相談できる場所であることをアピールしていきます。

例え短時間の相談でも丁寧に対応し、かつ的確な支援ができるよう、日頃の情報収集と知識の獲得に一層努めます。具体的には各種制度（介護、障害、生活保護など）の把握、各分野における専門機関への繋ぎと専門職とのネットワークづくりなどに積極的に取り組みます。

2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

新しく配置された地域支援コーディネーターを含めた各部門が連携し、地域の把握、地域情報・課題共有に努め、解決に向けた取組みを様々な視点から検討できるように連携を図ります。ひとつの事業に対して、企画する段階から開催に到るまで、それぞれの担当者が役割を分担し、協働、共催事業として取り組むことで、両部門の負担を軽減するだけでなく、関連事業や日常業務においても協力し合える体制を構築します。

両部門が持つ機能や情報（地域ニーズなど）を有効に活用・共有し、より地域の方、参加者の立場に立つ事業を継続的に実施します。

3 職員体制・育成

指定管理部門、介護保険部門ともに、業務に支障を起こさない様、安定したまた適切な人員配置を継続します。予想外の欠員が生じた場合でも、部門間で連携を図りながらフォロー出来る場面では協力し合い、チーム意識を持った職員体制を構築します。

育成に関しては、それぞれのキャリアに応じた研修体制（新任研修、基礎スキルリポート研修、内部指導型研修、外部研修による専門研修受講など）のもと、資格の取得に向けた、また所持資格のさらなる質の向上を目指します。特に内部研修に関しては、各部門から研修委員を選出し、研修委員会を設置。年間を通して研修計画の作成や研修資料の作成を行い、内部研修の充実と研修機会の効率化を図ります。

法人全体としても事業所の枠を超えた介護職員向け研修、ケアマネジャーを中心とした情報交換会などを開催し、他事業所職員との交流から専門職としての視野を広げるとともに、知識向上の機会とします。

4 地域福祉のネットワーク構築

ケアプラザ開所当初から地域におけるネットワーク構築のきっかけとなった特徴的な事業の一つでもある地域の関係機関との共催事業「出張ミニ講座・相談会」の開催を継続します。そういった関連団体との関係をより深めるための活動（定例会への出席、協働事業の開催など）を積極的に展開し、地域におけるネットワークをさらに広め、地域力の向上を目指します。特に各地区の民生委員児童委員協議会の定例会には定例業務として出席し、地域情報・課題の共有に努め、より強固なネットワーク構築に努めます。

また、地域ケア会議（個別レベル・包括レベル）では、地域と専門職とを繋ぐ場として様々な関係者が顔の見える関係が構築され、それが個別支援、さらに地域支援へと発展していけるように、同じ地区で活動する下田地域ケアプラザとも協働し、進めていきます。

5 区行政との協働

第3期地域福祉保健計画（計画期間28年度～32年度）「ひっとプラン港北」の計画推進を中心に地域の現状把握に努めます。課題については、解決に向けた取組み支援を区行政と協働実施していきます。そのためには、民生委員児童委員協議会エリアごとに実施している各町ケア連絡会の定例会に地区担当と一緒に出席することで、現場レベルでの率直な意見の聴取に努めます。

共通テーマである「防災から福祉を考える」では、特に〔高齢者支援〕〔障がい児・者支援〕〔子育て支援〕〔ボランティア発掘・育成〕の動向を、区行政職員とともに見守り、ひっとプランの目指すべき、ひろがる・つながる・とどくの実現に向け支援します。

地域福祉保健計画への取り組みだけに限らず、様々な事業に関する意識統一、情報の共有の場として、月1回「定例ケアカンファレンス」を開催することで、相互の業務連携の強化に繋がります。また職種（所長・包括・地域交流）ごとには月1回分科会を開催し、現状・課題等の情報共有だけでなく、様々な事業（講座の開催、ケアマネジャー支援、認知症対策、虐待防止対策、地域ネットワークの構築など）への取り組みなどを区行政・区社会福祉協議会とともに協働し継続的に検討します。

地域活動交流部門

1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

福祉保健活動記録の提出を徹底し、各団体の活動状況を把握するとともに、利用者説明会（対象：登録団体代表者）などの開催時に、情報を集約した資料を配布することで活動の幅を広げます。

利用者アンケートからの要望も多い、ホームページからの情報配信を行い、若い世代や自治会未加入者などへのアプローチを強化します。

2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

秋桜祭（プラザ祭）やプラザ文化祭などの当ケアプラザの自主事業での活動披露だけではなく、関係機関・関連団体からの依頼に対しても調整し、積極的に活動の場を広げられるよう支援します。

安定して活動が継続できるよう情報ラウンジに空き状況（三ヶ月先まで）を掲示し、予約し易い環境を整えます。またケアプラザ開館時間外でも、ホームページ上でわかり易く空き状況が閲覧できるようにすることで、貸館の利用促進に繋がります。

3 自主企画事業

関係機関や関連団体と協働して地域の特性に応じた事業を展開します。対象については子育て関連、高齢者向け、障がい児・者支援と幅広く継続的に実施するだけでなく、対象を縦割りにせず交流が図れる企画事業も取入れます。

自主事業開催後の自主化した活動に対しては、課題整理・状況把握を行ない適切な活動支援に努めます。特に各団体を支えている担い手に対して、研修会を実施するなどモチベーションの維持・向上に繋がる支援に重点を置きます。

4 ボランティアの育成及びコーディネート

地域ケア会議（包括レベル）においてテーマに挙がった「団塊世代の地域デビュー」についてエリア内のボランティア連絡会と協働し、重点に取り組めます。具体的には他都市での事例の把握をするために見学会の実施や講師を招いてボランティア講座を開催します。

障がい児・者向けのボランティア育成については、昨年度末に実施した「障がい児の支援について考える」セミナー受講者の中で、体験企画希望者を中心とした育成の場設けます。

地域包括支援センター

1 総合相談・支援

総合相談

気軽に相談していただけるよう、どのような相談に対しても誠実に、利用者本位の対応を行いません。また相談窓口としてのケアプラザをPRするため、ケアプラザから離れている各地区での『出張ミニ講座・相談会』を継続実施します。若い世代向けにも周知方法を工夫します。

今年度の重点テーマとして

- 1) 認知症(あるいは疑いのある方)の本人および介護者支援
- 2) 障害のある家族と高齢者への家族支援
- 3) 地域の資源の把握を進め、相談者のニーズに合った情報提供を行います。

地域包括支援ネットワークの構築

地域住民向けの講座や相談会を開催し、地域包括支援センターの役割や介護保険制度、介護予防を広く地域に周知します。

地域団体(町内会関係、民生委員、ボランティアなど)との関係をより深めるための活動(定例会への参加、協働事業の開催など)を積極的に展開し、地域におけるネットワークを広め、地域コーディネーターとともに地域力の向上を支援します。

実態把握

相談記録(日計表)から相談内容の傾向、実態を把握します。

ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業を通して、一人暮らしの方を中心に民生委員からの地域の情報を受けとり、行政と共に共有します。

2 権利擁護

権利擁護

高齢者の尊厳が保たれ、生命・身体・財産が守られるよう、行政等専門機関や地域の見守り関係者との連携を保ちながら支援し、虐待や成年後見、消費者被害におけるネットワーク作りを推進します。

引き続き、成年後見制度の利用支援を適切に行えるように努めます。相談者のニーズや状況に沿って専門職窓口へ繋がります。そのために区役所、法テラスをはじめ、各専門機関の相談窓口の情報の把握に努めるほか、市民後見人のバックアップにも努めます。

サポートネットにおいて、各専門職との連携や支援の仕方について学び、支援のスキルアップを目指します。

包括支援センターの事業において、地域の方が制度を活用できるように、成年後見、遺言などの講座を開催します。

消費者被害防止にむけての情報共有、相談先のパンフレット配布などの情報発信を今後も継続します。

高齢者虐待

虐待疑いの時点で本人、家族、民生委員など地域の福祉関係者や介護事業所等から相談頂けるよう窓口としての周知を続けます。特に事業所向けには「ハンドブック研修」を実施します。

介護負担が重く心配な状況にある家族に対しては、早期に介入できるように、介護者支援に努めます。そのために、今年度は介護者のつどいの開催を予定しています。

虐待防止連絡会にて、対応のスキル向上に努め、関係機関との顔の見える関係を維持するための働きかけを強化します。

認知症

認知症の家族、介護者が課題や辛さを抱え込まないように、助言と支援を行います。特に、増えつつある若年性認知症の方への支援や社会環境の在り方には、課題が多くあります。家族の会をはじめとした諸活動の把握と情報提供に努め、相談支援に活かします。

サポーター養成講座を開催します。エリア内の中学校、一般向けの講座を予定しています。また、地域のキャラバンメイトへのサポートも継続します。

3 介護予防マネジメント

介護予防ケアマネジメント力

高齢者が住みなれた地域で安心して自立した生活を継続できるように、本人の意思を尊重し、心身の状況、置かれている環境等に応じて、ケアマネジメントを行います。

本人ができることを共に考え、主体的な活動や意欲を高めることができるよう、実現可能な目標設定を行います。介護予防計画書の作成、評価、必要に応じて計画書の見直しを利用者のニーズに合わせて柔軟に行い、利用者の自立意識の維持、向上に繋がるよう努めます。

地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、ボランティア活動など介護保険以外の社会資源を把握し、情報を提供、活用に繋げていきます。

行政機関、医療・保健・福祉関係者、地域関係者（民生委員・ボランティア）等と連携し、利用者の生活を地域で支えていくためのチームケアを推進します。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域住民、関係機関等との連携推進支援

地域住民向けの講座や相談会を開催し、包括支援センターの役割や介護保険制度、介護予防を広く地域に周知します。地域団体（町内会関係、民生委員、ボランティアなど）との関係をより深めるための活動（定例会への参加、協働事業の開催など）を積極的に展開し、地域におけるネットワークを広め、地域コーディネーターとともに地域力の向上を支援します。

医療・介護の連携推進支援

協力医の協力を仰ぎ、地域のケアマネジャーを対象とした事例検討会を引き続き開催します。そのことにより、医療・介護の連携推進に繋がります。地域医療とケアマネジャーとの連携推進を図る為に医師とケアマネジャーとの懇談会を開催します。

また港北区高齢者支援ネットワークに参画し、研修会や検討会を通じて、三師会はもとより、ガンバ港北、訪問看護ステーション、区役所、ケアマネジャー、包括支援センターとの連携推進、さらなる強化を図っていきます。

ケアマネジャー支援

ケアマネジャーを中心とした地域におけるネットワーク作りを医師会、歯科医師会、介護サービス事業者、地域団体（民生委員、ボランティア会など）にご協力頂き、推進します。（懇談会・情報交換会の開催、利用者支援における顔合わせ）

新任ケアマネジャー、経験あるケアマネジャー問わず、困難事例への支援、助言、又、制度における相談などに対応していきます。定期的な研修会や事例検討会を開催し、ケアマネジャーのスキルアップに努めます。

多職種協働による地域包括支援ネットワーク

引き続き、地域ケア会議（個別・包括各レベル）の開催を図り、共通の個別・地域課題を抽出し、参加者間で共通理解、情報の共有化を図っていきます。

民生委員・児童委員とケアマネジャーとの懇談会や医師とケアマネジャーとの懇談会を行い、多職種協働のネットワーク構築を図ります。

介護予防事業

介護予防事業

出張ミニ講座（相談会）、CP主催の交流サロン、民生委員・ボランティアが主催するサロン・食事会にて、介護予防や健康維持・増進のための講座を行います。そこで、地域のニーズの把握、地域診断等のデータを参照し、日吉本町エリアの地区データを収集・分析後、顕在的・潜在的な地域課題を抽出し、介護予防が必要な方に、介護予防教室や地域のサークル等への参加促進、情報提供を行います。

多くの方に介護予防に興味・関心を持って、元気なうちから介護予防をはじめて頂くきっかけ作りのために、介護予防教室を開催します。会場はケアプラザ以外の会場も検討します。介護予防体操・口腔ケア・栄養改善の外部講師を依頼し行います。教室終了後も参加者が継続して介護予防活動が行えるよう、介護予防教室OB会やケアプラザ利用団体等を紹介します。

認知症予防のボランティア育成を行い、地域を住民同士で支え合う仕組み作りを支援します。

介護予防教室OB会、ケアプラザや地域にある自主活動団体の活性化、介護予防に関するボランティア等の人材育成のために、日吉地区介護予防活動団体向け研修を開催します。各団体同士の交流や意見交換会などのフォローアップ講座を行います。

民生委員や保健活動推進委員、ボランティア団体等が主催する茶話会や食事会など、高齢者が集まる催しに参加し、介護予防事業の情報提供や講座を行います。また、プレイパーク利用している方々と協働で、多世代交流できるように地域コーディネーターや育児支援をされている方々と話し合いをして具体的な取り組みに繋がります。

その他

コンセプト

当ケアプラザでは、【育成】に重点を置いた取り組みを継続的に展開していきます。

- ① 地域を育てる
 - ・ 誰もが住みやすい環境づくり
 - ・ 地域で支えあう（共助）仕組みづくり
- ② 人を育てる
 - ・ 専門性の高いスタッフを現場（ケアプラザ）で育てる
 - ・ 地域でインフォーマルな人材・資源を育てる
- ③ サービスを育てる
 - ・ 人材育成がサービスの質を高める
 - ・ 時代背景にあった適応性のあるサービスづくり

平成28年度 地域ケアプラザ収支予算書

施設名:日吉本町地域ケアプラザ

平成28年4月1日～平成29年3月31日
(単位:千円)

| | 科目 | 地域活動交流 | 地域包括支援センター | | | 居宅介護支援 | 通所介護 | 予防通所介護 | 認知症対応型 通所介護 | 生活支援 |
|--------------|----------|--------|------------|--------|--------|--------|--------|---------|----------------|-------|
| | | | 包括的支援 | 介護予防事業 | 介護予防支援 | | | | | |
| 収入 | 指定管理料等収入 | 19,095 | 29,373 | 151 | | | | | | 5,789 |
| | 介護保険収入 | | | | 12,057 | 16,690 | 77,642 | 3,424 | 19,865 | |
| | その他 | 264 | 26 | 0 | 0 | 210 | 7,435 | 289 | 790 | 0 |
| | 認定調査料 | | | | | | | | | |
| | 食費等 | | | | | | 6,559 | 237 | 1,106 | |
| | 雑収入 | 264 | 26 | | | | 876 | 52 | 103 | |
| | 収入合計(A) | 19,359 | 29,399 | 151 | 12,057 | 16,900 | 85,077 | 3,713 | 20,655 | 5,789 |
| 支出 | 人件費 | 10,689 | 26,066 | | | 13,880 | | | 66,788 | 5,480 |
| | 事務費 | 2,613 | 1,463 | | | 1,958 | | | 11,764 | |
| | 事業費 | 543 | 687 | 151 | | 1,005 | | | 14,033 | 309 |
| | 管理費 | 4,659 | 1,183 | | | | | | | |
| | その他 | 855 | 0 | 0 | 4,438 | 0 | | | 3,990 | 0 |
| | 施設使用料相当額 | | | | | | | | 3,990 | |
| | 委託料 | | | | 4,438 | | | | | |
| 消費税等 | 855 | | | | | | | | | |
| 支出合計(B) | 19,359 | 29,399 | 151 | 4,438 | 16,843 | | | 100,565 | 5,789 | |
| 収支 (A) - (B) | | 0 | 0 | 0 | 7,619 | 57 | | | 8,880 | 0 |

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等他の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同様に記載をしてください。

※ 指定管理料提案額をベースに作成してください。